

平成17年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

取締役社長 指 田 禎 一

第 162 回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示・ご押印のうえ、平成17年6月28日までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号 当社本社
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第162期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第162期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 第162期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2頁から5頁）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 205,332個
2. 議案および参考事項

第1号議案 第162期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添の第162期報告書（26頁）に記載のとおりであります。

当社は、今後の事業展開や業績動向等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を行うことを基本方針としております。

当期末の株主配当金につきましては、収益力強化に向けた諸施策から収益体質が回復してきたこともあり、1株につき3円増配し、6円50銭とさせていただきたいと存じます。（当期は1株につき3円50銭の中間配当を実施しておりますので、これにより当期の配当額は合わせて、1株につき年10円となります。）

また、取締役賞与と金につきましては、7,000万円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成16年10月29日開催の取締役会の決議により、平成16年11月2日に当社普通株式8,382千株を商法第212条の規定に基づき消却いたしました。これに伴い、当会社の発行する株式の総数が減少いたしましたので、現行定款第5条の規定を変更するものであります。

「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日に施行され、単元未満株式の買増制度が認められておりますので、株主の皆様へのサービスを充実するため、第8条（単元未満株式の買増し）を新設し同制度を導入するとともに、現行定款第8条、第9条および第13条について所要の変更を行うものであります。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成16年10月1日に一部施行され、株主名簿の閉鎖の制度が廃止されたことに伴い、現行定款第10条について所要の変更を行うものであります。

第8条（単元未満株式の買増し）の新設に伴い、現行定款第8条以下の条数を順次繰下げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は<u>380,137千株</u>とする。 但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人、株主名簿等の設置場所) 第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(2) 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>	<p>(株式総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は<u>371,755千株</u>とする。 但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人、株主名簿等の設置場所) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、株券の交付及び単元未満株式の買取りその他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿の閉鎖及び基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は毎年4月1日から4月30日まで株主名簿の記載または記録の変更を停止する。</p> <p><u>(2) 中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を受けるべき者を確定するため10月1日から10月31日まで株主名簿の記載または記録の変更を停止する。但し、中間配当を行わないときは予め公告して停止しないことがある。</u></p> <p><u>(3) 第11条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。</u></p> <p><u>(4) 前各項のほか必要ある場合は予め2週間前に公告して臨時に株主名簿の記載または記録の変更を停止し、または商法第224条の3の規定による基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>第11条～第12条</u> (記載省略)</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p><u>第10条</u> 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、株券の交付及び単元未満株式の買取り<u>及び買増し</u>、その他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第12条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。</u></p> <p><u>(2) 前項のほか必要ある場合は予め2週間前に公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p><u>第12条～第13条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 総会の決議は法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもってする。</p> <p>(2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p><u>第14条</u> ~ <u>第35条</u> (記載省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 総会の決議は法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>第15条</u> ~ <u>第36条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役 木下雅雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会によることにご一任願いたいと存じます。

また、当社は、経営改革の一環として報酬体系の見直しを行い、平成17年1月28日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、本総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しましても、これまでの労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その支給の時期は、取締役および監査役を退任する時とし、その具体的金額、方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることに、ご一任願いたいと存じます。

(1) 本総会終結の時をもって退任する取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
きのしたまさお 木下雅雄	平成12年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 現在に至る

(2) 本総会終結後引き続き在任する取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さしだよしかず 指田禎一	平成6年6月 取締役 平成11年6月 常務取締役 平成12年6月 取締役社長 現在に至る
いわしたたかし 岩下俊士	平成11年6月 取締役 平成14年6月 常務取締役 平成16年6月 専務取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
と だ くに ひろ 戸 田 邦 宏	平成11年6月 取締役 平成14年6月 常務取締役 平成16年6月 専務取締役 現在に至る
たけ うち やす お 竹 内 康 夫	平成11年6月 取締役 平成14年6月 常務取締役 現在に至る
たか ざわ はじめ 高 際 一	平成12年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 現在に至る
う ざわ しずか 鶴 澤 静	平成13年6月 取締役 平成16年6月 常務取締役 現在に至る
しな がわ まさ し 品 川 方 司	平成14年6月 取締役 現在に至る
おん だ よし ひと 恩 田 義 人	平成14年6月 取締役 現在に至る
やく でん ひで お 役 田 英 穂	平成15年6月 取締役 現在に至る
かわ しま きん じろう 川 島 欽二郎	平成15年6月 取締役 現在に至る
とみ ざわ せいいちろう 富 沢 誠一郎	平成15年6月 取締役 現在に至る
さかき よし ひろ 榊 佳 廣	平成16年6月 取締役 現在に至る
ま なか かず お 間 中 和 男	平成16年6月 取締役 現在に至る
い で よし お 井 出 義 男	平成16年6月 取締役 現在に至る
い そ べ まさ あき 五十部 雅 昭	平成16年6月 取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
た さき けん じ 田 崎 研 二	平成15年6月 常勤監査役 現在に至る
はやし しょう いち 林 彰 一	平成15年6月 監査役 現在に至る
あき やま とも ふみ 秋 山 智 史	平成15年6月 監査役 現在に至る
うつのみや よし くに 宇都宮 吉 邦	平成15年6月 監査役 現在に至る
うるし はら たけ ひこ 漆 原 武 彦	平成15年6月 監査役 現在に至る

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和57年7月22日開催の第139回定時株主総会において「年額3億円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、このたびの役員退職慰労金制度廃止、その他諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を「年額4億円以内」に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本総会終結時の取締役の員数は15名となります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります公認会計士 附柴正躬氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、その後任として会計監査人1名の選任をお願いし、引き続き会計監査人を3名にさせていただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	事 務 所	略 歴
たくぼ たけ し 田久保 武 志 昭和32年3月14日	埼玉県越谷市東柳田町10番20号 田久保公認会計士事務所	昭和59年8月 公認会計士登録 当社ほかの監査 に従事 現在に至る

以 上